

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所)

1 評価機関

名 称	NPO法人 ヒューマン・ネットワーク
所 在 地	千葉県船橋市丸山2丁目10番15号
評価実施期間	平成23年11月1日～平成24年2月28日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	市川市立 中国分保育園 イチカワシリツ ナカコクブンホイクエン		
所 在 地	〒272-0835 千葉県市川市中国分2丁目13番1号		
交 通 手 段	JR市川駅～京成バス利用・千葉商大付属高校前下車 徒歩3分 JR市川駅～京成バス利用・北台下車 徒歩10分		
電 話	047-372-7947	FAX	047-372-7940
ホームページ	市川市ホームページ (http://www.city.ichikawa.lg.jp/)		
経 営 法 人			
開設年月日	昭和46年4月1日		
指定年月日	昭和46年4月1日		
併設しているサービス	なし		

(2) サービス内容

対象地域	市川市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	6	15	15	24	30	30	120		
敷地面積	2798.87㎡			保育面積			319.23㎡		
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	内科健診・眼科健診・歯科健診・ぎょう虫検査 検尿（3歳以上児）・視力測定（3歳以上児）・発育測定								
食事	給食提供 アレルギー除去食提供								
利用時間	7：15～19：15（土曜日 ～17：30）								
休 日	日曜 祝祭日 年末年始（12/29～1/3）								
地域との交流	地域交流（けやきキッズ）・マイ保育園登録事業・祖父母との交流会								
保護者会活動	保護者会の設立は無し								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	14	21	35	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	栄養士2園兼務
	19	1	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		4		
	(嘱託医)			
	3			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	入園申請 保育課及び中国分保育園	
申請窓口開設時間	8：45～17：00	
申請時注意事項	提出書類、入園要件など 市川市の注意事項あり	
サービス決定までの時間	市川市の規定による	
入所相談	保育課及び中国分保育園（他 公立保育園）	
利用代金	通常保育の保育料は、市川市の規定による（入園金なし）	
食事代金	通常保育は別途徴収無し	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	《理念》 子どもの人権や主体性を尊重しながら、深い愛情を持って接し、健康で豊かな人間性あふれる子どもの育成を図る。 《基本方針》 ・心身ともに安心して過ごせ、生き生きと楽しく生活できるようにする。 ・自然の中で四季を五感（見る・聞く・嗅ぐ・味わう・触れる）で感じ友達と関わりながら、様々な運動能力を伸ばせるようにする。 ・異年齢児との交流を通し、社会性や創造性、思いやりの心を育てていくようにする。 ・保護者と一緒に子どもを育て、健やかに成長できるよう支援する。
特 徴	・広い園庭と多くの木々に囲まれ、園庭には畑もあり、近くに里見公園じゅんさい池公園、小塚山公園などがあり、豊かな自然に恵まれている。 ・広い庭を活かし、異年齢交流や地域交流を行っている。 ・マイ保育園登録事業を行い、12月現在2名登録者があり子育て支援をしている。 ・ファミリー・ままの連携園である。
利用（希望）者 へのPR	・広い園庭と緑多い環境の中で、自然に触れてのびのびと遊び、足腰を鍛え、心身ともに健康にすごし、自分の力を十分発揮できるよう保育にあたっています。園庭には畑があり、中高年ボランティアの方とともに野菜や草花を育て、収穫物は保育の製作などに活かしています。 ・保育室が1階にあり、家庭的な雰囲気のもと、職員全員で子どもたちの成長を見守り、共通理解のもと丁寧な保育を心がけています。 ・3歳未満児は担当制を取り入れ、安心して保育園生活が送れるように一人ひとりに応じた細やかな配慮をしています。 ・異年齢交流も取り入れ、自然な触れ合いや一緒に出かける園外保育の中で遊びを真似したり、ルールを学んだりして、思いやりやいたわりの気持ちを育んでいます。 ・ファミリー・ままの連携園として、また、マイ保育園登録事業を実施し、地域交流なども行って、近隣の子育て支援に力を入れています。その他小、中、高校生との触れ合いの場を設けています。 ・給食は手作りで、栄養バランスの良い給食やおやつを作って提供しており、アレルギー除去食の対応も行っています。

福祉サービス第三者評価総合コメント

市川市立 中国分保育園

評価機関 NPO法人 ヒューマン・ネットワーク

特に力を入れて取り組んでいること
1) 自然環境を利用した体力づくりや食育・人間関係等を育む保育に取り組んでいる 広い園庭では、異年齢が好きな遊具や友達を選択し運動遊びやグループ遊びを楽しんでいる。保育士は安全を考慮した職員配置で、見守りや関わりを通して子どもが満足できるように配慮しながら、体力作りや人間関係の広がりに取り組んでいる。園庭では畑づくりで食材への関心を深めると共に、多くの樹木や果実の木から小動物や葉・実の変化に触れ、命の大切さ等に気付かせる保育に取り組んでいる。
2) 食材の地産・地消の方針やアレルギー食対応等で安全・安心な食事提供を行っている 献立では、食材を地産・地消を念頭に選び、保護者に産地公表している。食材の原材料を吟味し、アレルギー食の使用を考慮する等日々作業前の確認を怠らない。盛り付けや味付けも子どもがわくわくするように、香りや切り方・盛り付けに工夫・努力をしている。温かいものは温かく提供するために主食と汁物等保育室で配膳している。アレルギー児は、医師の診断書を基に保護者と面談し個別献立をたて、提供時はトレイの色や氏名で確認して誤食防止に努めている。保護者満足度も100%と高い評価である。
3) 職員一人ひとりを尊重した運営がなされている。 園の幹部職員は働き甲斐のある職場づくりのために1) 職員一人ひとりの得意とする事を見極めて評価し、得意とすることを園内に拡大して貰うこと 2) 研修のグループワークや会議の場で職員が発言し易い雰囲気を作ること 3) 園内研修、園外研修に参加し自己啓発に取り組むこと 4) 勤務評定が公平評価が出来るように、全職員の仕事の把握に努めること等に指導力を発揮して、園の運営は職員間の連携がよく、ゆったりとした運営がなされている。利用者アンケートの結果でも職員が明るく元気であると高く評価されている。
さらに取り組みが望まれるところ
1) 保護者や地域の子育て家庭との連携で支援の充実を期待する 様々な園行事や日常的な会話・情報提供等で、保護者との信頼関係を築く努力を行い子どもに関する行事への参加率は高い。サロンを開き保護者間の親睦とリフレッシュの場として提供しているが、今後育児に対する相談・支援は益々多様化すると考えられるので、職員の専門分野を生かした講座等で学ぶ機会を作ったり、意見・相談がし易い時間と場・雰囲気の確保で地域の方も含めた保護者支援が充実できるように更なる工夫と努力を期待する。
2) カリキュラムの反省を核とした専門力向上のしくみを明文化することが望まれる。 個人別目標を明確にして計画的に研修に参加している。また、園内研修は優先順位の高いテーマに絞り、年数回グループワーク形式で行われている。職員の育成は現場での保育実践の話し合いが中心と思われるので、現場の現実に沿ったOJTのしくみを明文化することが望ましい。また、カリキュラムの反省は理念や方針に照らして具体的な課題を設定することが求められるので、話し合いをリードするリーダー力の向上が重要と思われる。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

第三者評価を受けるにあたり、自己評価項目を全職員で話し合い、確認しあいました。日々の保育を振り返り、内容の検討・改善を行い進めてきました。また、保護者アンケートの結果を真摯に受け止めました。今後の課題として、保護者との信頼関係を築く努力をしていきます。これからも、自然環境を利用した体力作り、食育、人間関係を育む保育を取り入れて、より子どもの主体性を尊重する保育を心がけていきます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目		中項目	小項目	項目	標準項目			
					■実施数	□未実施数		
Ⅰ	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0		
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されてい	3	0		
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0		
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0		
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0		
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組む取り組み指導力を発揮している。	5	0		
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化してい	3	0		
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0		
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0		
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでい	5	0		
Ⅱ	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	3	1		
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	3	1		
			利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0		
				利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	2	1		
			提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0		
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0		
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0		
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0		
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0		
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0		
				22 身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。	4	0		
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0		
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0		
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされてい	3	0		
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られてい	3	0		
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0	
					28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0		
			事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0		
			災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
		6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
		計					126	3

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目		標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	■理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
(評価コメント) 市川市の保育理念「児童福祉法及び保育所保育指針に基づき子どもの最善の利益を考慮し、心身ともにすこやかに育つよう努める」と市の保育方針に基づき、当園の保育理念「子どもの人権や主体性を尊重しながら、深い愛情を持って接し、健康で豊かな人間性あふれる子どもの育成を図る」を設定し、また、保育方針、子ども像、園の目標を話し合って作成した。理念・方針には子どもの人権や主体性の尊重や保護者支援、地域の子育て支援等、法や指針の基本方針が盛り込まれている。		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
(評価コメント) 理念・方針等は玄関の掲示版と各クラス内に掲示され、また、園のしおりに掲載されている。職員の理解は理念・方針の具体化としての保育課程や指導計画の作成時の話し合いにより深まっている。また、年度初めの会議や、定例職員会議、カリキュラム会議等で実践を振り返ることにより、一層の理解が深まるよう努めている。なお保育実践の話し合いで理念・方針に照らしてより具体的に反省と課題が認識されるとさらに理解が深まることと思われる。		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
(評価コメント) 入園時に、保護者に理念・方針を説明し、年度初めの保護者会等の場で、年度の方針やクラス毎の計画等を説明している。また、保育参観、保育参加、個人面談、園だより、クラスだより等で実践している事を分かり易く伝えるように努力している。なお、保護者アンケートの「理念・方針を知っているか」との設問に対して「はい」回答は61%なので、具体的で分かり易い内容で伝え、より徹底して保護者と理念・方針を共有することが望ましい。		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。
(評価コメント) 市の現状を踏まえて「市川市次世代育成支援行動計画(後期計画)」と「市川市保育計画」が作成され、市としての課題が明確になっている。市の計画と課題踏まえて中国分保育園として地域子育て支援に取り組んでいる。また、当園として年間活動の振り返りより今年度は、1) 日誌やカリキュラム反省の具体化、2) 園内研修の充実、3) 保護者連携・支援の強化、4) 地域子育て支援の拡大等を重要課題としている。		
5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
(評価コメント) 定例会議やクラス会議において毎月、職員中心に話し合われ、次月の計画が作成されるので、職員中心の運営と言える。計画はクラスの職員に任されており、理念・方針に照らして課題を設定し、継続的に保育の質を引き上げて行く「しくみ」となっている。従ってクラスリーダーの育成が最も重要と思われる。		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント) 働き甲斐のある職場づくりのために力を入れている事は1) 職員一人ひとりの得意とする事を見極めて評価し、得意であることを園内に拡大して貰うこと 2) 研修のグループワークや会議の場で職員が発言しやすい雰囲気を作ること 3) 園内研修、園外研修に参加し自己啓発に取り組むこと 4) 勤務評定が公平評価が出来るように、全職員の仕事の把握に努めること等である。利用者アンケートの結果でも職員が明るく元気であると高く評価されており、職員間連携も良いと思われる。		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	■法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) 市の公立保育園として「職員心がまえ」が作成され、服務規律、保育者として倫理、公務員として守秘義務等の守るべき規律等記載されている。全職員に配布し周知・徹底が図られている。なお年間研修計画に倫理やプライバシー講座を設定することが望ましい。		

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	■人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 市の職種別役割分担規定があり、評価は市の勤務評価基準と保育園職員用に補足された評価基準によって評価され、結果はフィードバックされている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント) 職員の有給休暇や時間外勤務の状況は毎月確認し、適切な管理が行われている。福利厚生は市の職員として計画的に活用されている。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 勤務評価のフィードバック時に個人別目標を明確にしている。年間研修計画が作成され、計画的に研修に参加している。園内研修は優先順位の高いテーマに絞り、年数回グループワーク形式で行われている。日誌の反省記録についてブロック研修がリーダー層中心に行われており、重要な課題なので継続した取り組みを望みたい。OJTは昇格時JOB講師が1年間助言指導するしくみがある。職員の育成は現場での保育実践の話し合いが中心と思われるので、現場の現実に沿ったOJTのしくみを明文化することが望ましい。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	□法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 理念・方針の「子どもの人権や主体性を尊重する」を保育課程や指導計画に記載し、クラス毎の話し合いで、子どもの権利、意思を尊重した保育を心がけている。また、虐待防止に関しては、虐待マニュアルを整備し、子どもの観察や背景の理解を含めて発生防止を心がけている。保護者連携・支援として悩み等気軽に相談できる様に心がけているが、さらに対話の機会を多く持ち相談し易い体制を期待したい。なお年間研修には必須研修項目として設定してほしい。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 □利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報保護方針を園のしおりに掲載し、園内にも掲示している。また、保護者には「個人情報取り扱いに関するお願い」配布し利用目的を説明している。園外に出かける場合は名札を外し、園内行事の写真等は保護者の了解を取り、園内の掲示にとどめている。職員やボランティアにはマニュアルを整備し説明し、周知・徹底している。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) クラス懇談会、個人面談、連絡帳、連絡ノート、給食アンケート、送迎時の際等に保護者の要望等を聞き、改善出来る事は話し合い改善している。しかし今回第三者によるアンケート調査では「このような調査の機会がもっと欲しい」との要望があり、従来のしくみでは十分では無いと思われる。個人面談、送迎時、懇談会等の場や回数、内容等を工夫し、利用者意向をより多く聞き取れるように望みたい。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 苦情担当窓口、責任者、第三者委員制度等苦情解決制度を整備し、園のしおりに掲載し園内に掲示している。直接市の保育課への窓口も表示されている。寄せられた内容は年数件で内容も要望に近いものであった。		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 □自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 保育の質に関する自己評価は毎月の指導計画の反省で行われている。保育所保育指針では職員個人と園の自己評価を求めているので、今後の努力を期待したい。なお今回の第三者評価の受審により、社会的責任としての説明責任がより進むものと思われる。		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) マニュアルは職員心がまえ初め、接遇対応マニュアル、危機管理マニュアル、食物アレルギー児対応マニュアル、保育実習生受け入れマニュアル等各種整備され、毎年、年度初めに確認している。保育内容に関するマニュアルは書物等で代用していると思われるが、職員手作りのマニュアル作りを期待したい。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 利用開始前の電話問い合わせや見学希望が多く、保護者の希望に沿って園内の見学や入園・保育園生活に関する心配ごとに丁寧に説明している。必要に応じて市の「保育園入園のご案内」を配布し手続きなど説明している。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園時に「保育園のしおり」に沿って説明し同意を得ている。今年度は「しおり」を改定し園の理念・方針・目標等をより明確に記載し、保護者との連携・支援を強化する方針と聞いているので大いに期待したい。保護者の個別意向の確認は、入園面接により例えばアレルギー等個別事情を必要に応じて専門職も立ち会い十分確認している。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 保育課程は市川市の保育理念を基盤として、園独自に保育理念や保育方針・具体的な子ども像・地域の環境・園目標・発達過程を含めて編成している。発達過程は、各年齢毎に養護と教育について発達の連続性を考慮している他、食育や保護者支援についても項目を設けて記入している。保育課程の作成では理念や方針等はリーダー層が原案を考え、各年齢毎の発達過程は保育士が中心として編成した後、全職員参加による検討会を経て成文化している。		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 保育課程の園目標を基に、各年齢で子どもの実態や保育環境を考慮した年間指導計画を立案し、年間目標・保護者支援・期のねらい・保育内容として3歳未満児は生活・遊び、3才以上児は養護と教育に分けた内容構成となっている。期の内容を考慮して年齢毎の月案や、3歳未満児と配慮を必要とする子どもの個別指導計画を毎月立てている。日々は子どもの実態や季節の変化に応じ、柔軟に対応し活動のための環境を設定している。保育の振り返りは各クラスで月と期に分けて行い記録している。		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 遊具や玩具の準備は、クラス内で話し合いを持ち子どもの発達や遊びを考慮して提供している。遊びが継続・発展できるようにコーナー別に絵本や車類・マジック・まごころ・ミニブロック等を配置し、遊び込める空間を用意している。一人遊びや好きな友達と遊具や玩具を選択して遊んだり、4～5歳児はグループでカルタやオセロ等でルールのある遊びを楽しんでいる。園庭は広く、ブランコや滑り台・鉄棒・ジャングルジム・砂場等で運動遊びを楽しみ、保育士は子どもの安全や充実感の確保に配慮している。		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
(評価コメント) 広い園庭には、畑や大きい樺3本・杏・梅・柿等の樹木が多く植えてある。野菜の植え付けや木々の変化を楽しみ、夏の木陰の活用や落ち葉の色の気付き・ダンゴムシ探し等、五感を刺激した保育を展開している。落花生の実を色づけしたリース作り、野菜を使ったスタンピングや製作等様々な活用を試みている。園庭解放を行い地域の親子が園児と共に遊んだり、散歩を通して近隣探索や交番見学・4～5歳児のバス遠足・3～5歳児合同のオニギリ遠足等日常生活に変化と潤いを持たせている。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント) 保育方針に、異年齢交流を通し社会性・創造性・思いやりの心を育むとある。全年齢合同で、保育士の行う劇やパネルシアター等年2回、「なかよし会」で見ると聞く機会を設けたり、ごっこ遊びで3～5歳児の交流など異年齢交流を企画・実施している。トラブルの対応は、子どもの心情に沿った仲立ちと、3才以上児は子どもの力で解決できるような関わり方をする等、職員間で共通理解し実践している。ルールのある遊びや当番活動等から、順序性や社会性が身に着くように援助している。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント) 配慮を必要とする子どもには、子ども発達支援センターや専門機関への参考資料として、発達チェックリストを提出し保育士は相談・助言を受けている。個別計画は、子どもの姿からねらいや配慮事項等を考慮して立案している。保護者には子どもの状態や援助内容等を連絡帳や口頭で伝えている。定例職員会議で、巡回指導内容や子どもの現状を担当保育士から報告し、援助の仕方を全職員が共通理解できるように努め、担当保育士は、外部研修に参加し専門的知識・技術を磨き援助に役立っている。		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
(評価コメント) 延長保育は、0～1歳児と2～3及び4～5歳児の3室に分かれて保育している。コーナーにあるブロックや絵本・折り紙・玩具等で静かな遊びを中心に朝・夕の延長保育士と一緒に異年齢での活動をしている。保護者からの伝言や子どもの健康観察は、延長保育メモに記入し引継ぎ時に担当保育士が確認している。日中の子どもの健康上の変化や延長保育士への連絡事項は、連絡ノートを使用し記入しているので、延長保育士は連絡事項を読んで理解し、確認のサインとして押印をし連絡漏れを防止している。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。
(評価コメント) 4月に全クラスが懇談会を開き、園長の保育方針等の説明をする他、全年齢対象の保育参加や2歳児以上の保育参観・1歳以上児の個人面談を実施している。保護者は保育参加後に子どもと共に試食する等で参加率は高い。サロンを年齢毎に開き、保護者間の親睦とリフレッシュに役立っている。保護者からの相談や意見は、内容により上司や会議で報告等行い情報の共有化に努めているが今後相談の多様化に備え改善を望む。保育所児童保育要覧は保護者の了解の基に小学校に送付している。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) 市の保健年間計画表に基づき、看護師を中心に健康増進に努めている。嘱託医による内科・歯科・眼科の定期健診を行い、疾病の早期発見と治療に繋げ検診結果を保護者に伝達し、児童表や健康記録に記入している。日々の健康状態の把握は、保護者からの伝達や看護師・保育士の健康観察により行い、保健日誌に記録している。毎月疾患一覧表を作成し、疾病別罹患患者氏名の確認で園児の健康管理に活用している。虐待等疑われる場合は、マニュアルに基づいた対応が職員に周知されている。		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 保育中の体調不良児には保護者連絡を行い、看護師が付き添い症状に応じた処置や、状態により嘱託医やかかりつけの医師に相談する体制をとっている。怪我の場合は、程度により保護者連絡をすると共に、看護師が判断し園長了解の基に看護師が付き添い医師受診を行い記録している。感染症の発生が確認された場合は、マニュアルに従い保護者や職員に周知し、看護師を中心に衛生管理に努め蔓延防止を図る他、必要に応じて嘱託医や保育課・保健所へ連絡し、指示を仰いでいる。		
29	食育の推進に努めている。	■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント) 年齢毎の食育年間指導計画や4～5歳児は具体的な食育年間計画を作成している。4～5歳児は、畑に茄子・馬鈴薯・胡瓜・大根等を植えて観察や収穫を行い、クッキングでは、給食職員との連携でおにぎりやケーキ等を作っている。アレルギー児は、医師の診断書を基に保護者・園長・保育士・栄養士が話し合い個別献立表を作成している。誤食防止は、カラーのトレーを使用し氏名記入で栄養士と保育士が口頭確認して提供している。保護者の給食についての満足度は100%と高い評価である。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント) 看護師が日々保育室を巡回して、温度や湿度・換気等の点検を行い、快適な環境を維持出来るように配慮している。室外から入室する時は、嗽・手洗いの実行を子どもや職員・保護者にも求め感染予防に努めている。感染症対策として、加湿器の使用や医務室の薬品・トイレ等には嘔吐グッツ等を常備して、予防と蔓延化防止のための保健的対策を整えている。毎月の点検で、衛生面でのチェックを行い環境の美化と整備を全職員で行っている。		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント) 危険箇所を毎日クラス毎に安全点検し、月1回全職員で「安全点検表」に沿って、園舎、園庭、園周りを点検し、その都度修理や改善策を実施している。また、園外の公園等も下見をして危険箇所の発見に努めている。ケガ等事故報告は原因と対策が検討され迅速に全職員に徹底される。実質的にヒヤリハット報告が行われているが記録を充実して、全職員の注意力向上のしぐみとして検討を望みたい。危機管理マニュアルが整備され不審者対策が徹底されているが、不審者に備えて保護者・地域住民との連携も再確認を期待したい。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント) 東北大地震後に震災対応行動マニュアルを確認し、毎月避難訓練を行っている。訪問調査日に地震があったが、迅速に的確な避難が行われ日頃の訓練成果を確認することが出来た。震災時の安否確認方法は電話連絡網・伝言ダイヤルと現在整備中のメール配信等複数整備されている。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント) 保育園の持つ専門能力を活用した、地域の子育て家庭への支援としては、広い園庭や園ホールを開放して毎月地域交流を進めている。その際、子育てに関する相談を受けて支援している。家庭保育(ファミリー・まま)と連携し、園の活用や研修等をサポートしている。また、マイ保育園登録事業が始まり在宅育児の子育て相談をしている。電話等による子育て相談にも応じている。今後さらに、地域子育て支援のPRを進め量的な拡大を望みたい。		